

鈴鹿都市計画地区計画の決定（鈴鹿市決定）
都市計画肥田地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	肥田地区 地区計画	
位 置	鈴鹿市肥田町地内	
面 積	約1.6ha	
区域の整備開発保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、伊勢鉄道鈴鹿駅より南方約0.2kmに位置し、周辺には国道23号線を始め、本市のシンボルロードである都市計画道路鈴鹿中央線が通り、交通の便に恵まれた地区である。 そこで、将来の道路の配置及び規模等を定め、治水に配慮した計画的な宅地開発等を誘導することにより、良好な市街地の形成を図る。
	土地利用の方針	個々の開発により洪水調整機能を有した、良好な住宅地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	区画道路を現道の線型を重視しつつ一体的に配置整備する。
	建築物等の整備の方針	良好な市街地の形成を図るため、建築物の用途、敷地の面積、壁面の位置について制限を定める。

2. 地区整備計画

地区の名称		肥田地区
地区整備計画の区域の面積		約1.6ha
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路 幅員 6m 5本
	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの 2. マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの 3. 自動車教習所 4. ホテル又は旅館 5. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 6. カラオケボックスその他これに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1000㎡</p> <p>ただし, 都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けた敷地についてはこの限りではない。</p>
	建築物の壁面の位置の制限	<p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0mとする。</p> <p>ただし, 上記の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し, 軒の高さが2.3m以下で, かつ床面積の合計が5.0㎡以内であること。 2. 自動車車庫で軒の高さが2.8m以下であること。
地区計画の対象区域, 地区整備計画を定める区域, 壁面の位置の制限を行う区域は計画図表示のとおり。		